

【基本的な方向】

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域において、その状態に応じ、安心して自立した日常生活を継続できるよう、居宅サービスに重点をおき多様なサービス供給の拡充を図るとともに、介護保険事業の円滑な推進に努めます。

また、サービスの質の向上、介護者への支援、要介護者の生活支援の充実に努めます。

さらに、在宅での生活が困難となった高齢者に対処するため、社会福祉法人等による適切な施設整備の促進に努めます。

【施策】

(1) 介護保険事業の円滑な推進

○ 介護保険制度の適正実施

市民の理解を深めるため、広報等により制度の周知を図るとともに、健全な財政運営に努めます。

サービスの質の向上を図るため、サービス事業者に対して情報開示や第三者評価の活用を促すとともに、情報提供、相談・指導の充実に努めます。また、質の高いサービス提供を図るため、サービス従事者の研修を実施します。

○ 情報提供の充実

利用者自らの選択による介護サービスの利用を図るため、インターネット検索システム「かすがいかいごねっと」や、「介護サービス事業所ガイドブック」の活用を進めます。

また、新たなサービス事業者の参入等を促すとともに、介護保険事業に関する計画、サービス提供やサービス事業者の状況等についてパンフレットを作成します。

○ 適正な認定審査

適正な認定審査を行うため、介護認定審査会連絡会議^{※1}を開催します。

○ 居宅介護支援事業の充実

居宅サービスが適切に利用できるよう、利用者、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等との連携を図り、地域のケアマネジメントが有効に機能するよう、事業者の連絡会議等を活用し、より一層の指導・支援をするとともに、社会福祉法人や民間事業者による事業を推進します。

○ 低所得者への支援

低所得者の介護サービス利用を促進するため、介護福祉特別給付金^{※2}の支給やサービス利用に伴う利用者負担額等の軽減措置^{※3}を実施します。

○ サービス事業者の確保

多様な事業者の参入を促進するため、介護保険事業計画、介護サービスの給付や事業所等の情報を提供します。

※1 介護認定審査会連絡会議……介護認定審査会の複数の合議体と同じ目安によって認定審査ができるようにする会議

※2 介護福祉特別給付金……市民税非課税世帯の要介護等認定者に対して、介護サービスの利用に伴う諸費用を軽減するための手当

※3 利用者負担額等の軽減措置……低所得者の負担を軽減するため、障害者（65歳到達前の過去1年に訪問介護を利用）と40歳～64歳の要介護等認定者が訪問介護を利用する場合の利用者負担の軽減や、特に生計が困難な人に対し社会福祉法人などが提供する介護サービス（介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護）の利用者負担額を軽減する措置

《居宅サービス（介護保険の法定サービス）》

○ 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが要介護者等を訪問し、介護等の日常生活の世話をを行う介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

○ 訪問入浴介護

入浴車等により訪問し、入浴介護を行う介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

○ 訪問看護

看護師等が訪問し、療養上の世話をを行う介護サービスです。訪問看護ステーション等により事業を推進します。

○ 訪問リハビリテーション

理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行う介護サービスです。医療機関等により事業を推進します。

○ 居宅療養管理指導

医師や薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行う介護サービスです。医療機関や薬局等により事業を推進します。

○ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通所し、要介護者を日帰りで世話をする介護サービスです。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と併せた整備を支援するとともに、社会福祉法人や民間事業者により、痴呆性高齢者の増加も考慮して事業を推進します。

○ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院等に通所し、リハビリテーションを行う在宅の介護サービスです。介護老人保健施設や医療機関により事業を推進します。

○ 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所して日常生活の世話や機能訓練を行う在宅の介護サービスです。社会福祉法人による介護老人福祉施設の設置と併せて、居住環境に考慮した整備を推進します。

○ 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所して医学的管理下で介護、機能訓練などの医療及び日常生活上の世話をする在宅の介護サービスです。医療法人等による介護老人保健施設や介護療養型医療施設により事業を推進します。

○ 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数の痴呆性高齢者が共同生活することにより、痴呆の進行を緩やかにし明るい生活を送れる支援サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

○ 特定施設入所者生活介護

要介護者等が入所している有料老人ホームやケアハウス等で提供される介護サービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

表 21 居宅サービス目標量

| サービスの種類 | 平成14年度 見込み | 平成19年度 目標量 |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 訪問介護（ホームヘルプサービス） | 3,143回 | 4,058回 |
| 訪問入浴介護 | 207回 | 265回 |
| 訪問看護 | 410回 | 523回 |
| 訪問リハビリテーション | 48回 | 63回 |
| 居宅療養管理指導 | 4,803回 | 5,844回 |
| 通所介護（デイサービス） | 1,929回 | 2,537回 |
| 通所リハビリテーション（デイケア） | 1,056回 | 1,498回 |
| 短期入所生活介護（ショートステイ） | 62人 | 142人 |
| 短期入所療養介護（ショートステイ）※不定床 | 28人 | 52人 |
| 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム） | 54人 | 189人 |
| 特定施設入所者生活介護 | 0人 | 58人 |

※ 回…週あたりの回数（居宅療養管理指導は、6か月あたりの回数）

※ 人…定員の人数

※ 不定床…定員が定められないサービス提供であり、実際の利用状況の人数

○ 福祉用具貸与

ベッドや車いす、歩行器など日常生活上の便宜を図るためや機能訓練のための用具を貸与するサービスです。社会福祉法人や民間事業者により事業を推進します。

○ 福祉用具購入費の支給

入浴や排泄のために必要な福祉用具の購入費について、その一部を支給するサービスです。

制度について周知するなどにより、事業を推進します。

○ 住宅改修費の支給

手すりの取り付けや床段差の解消などの住宅改修費について、その一部を支給するサービスです。

制度について周知するなどにより、事業を推進します。

《施設サービス（介護保険の法定サービス）》

○ 介護福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所して介護、機能訓練等を行う介護サービスです。今後の介護老人福祉施設は、家庭に近い居住環境をめざし、一人ひとりの生活リズムに適合できるよう、全室個室でユニットケアを行う「居住福祉型」施設として、老人保健福祉圏域での調整を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ計画的に社会福祉法人による整備を推進していきます。

また、在宅で生活する人のためのサービス拠点施設として短期入所生活介護（ショートステイ）、通所介護（デイサービス）等の居宅サービスの併設を進めます。

○ 介護保健施設サービス

介護老人保健施設に入所し、必要な医療や介護、機能訓練等を行う介護サービスです。老人保健福祉圏域での調整を踏まえ、医療法人等による、居住環境の向上をめざした個室・ユニットケア等への対応も含めた整備を推進していきます。

○ 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入所し、医学的管理を受けながら介護、機能訓練等を行う介護サービスです。老人保健福祉圏域での調整を踏まえ、地域の療養型病床からの移行や医療法人による整備を促します。

表 22 施設サービス目標量（市内事業所分）

| 施設の種類 | 平成 14 年度 見込み | 平成 19 年度 目標量 |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 317 床 | 720 床 |
| 介護老人保健施設 | 461 床 | 561 床 |
| 介護療養型医療施設 | 139 床 | 278 床 |

(2) 介護保険外の居宅生活の支援

○ 緊急時対応型ショートステイ

家族介護者の急病、事故、葬祭などの、緊急な理由により、要介護者等が在宅で生活することが困難になったときに一時的に養護するため、介護保険給付とは別にショートステイ事業を実施します。

○ 訪問入浴サービス

通所サービスの利用が困難な重度の要介護者の保健衛生の向上を図るため、介護保険給付とは別に訪問入浴サービスを提供します。

○ 訪問理美容サービス

外出困難な要介護者の保健衛生の向上を図るため、訪問による理美容サービスを提供します。

○ 訪問歯科診療

歯科医院に通院できない高齢者等に対し、歯科医師が訪問し治療します。

(3) 外出・移動のための支援

○ 外出支援サービス

公共交通機関を利用することが困難な在宅の要介護者の医療機関や介護サービス事業所等への移動を支援するため、外出支援サービスの実施に向けて取り組みます。

また、車いす移送用の福祉車両の貸出を進めます。

(4) 痴呆性高齢者の介護支援

○ 痴呆性高齢者に対応したサービスの充実

痴呆性高齢者の介護に対応したグループホーム、デイサービス事業所の拡大を図ります。また、事業の実施について適正な指導を行うとともに、第三者評価制度のよりよい活用を促し、サービスの質の向上を図ります。

○ 痴呆性高齢者相談

地域の痴呆相談窓口として在宅介護支援センターを活用し、痴呆性高齢者の介護に関する正しい知識や支援のあり方等についての情報提供や相談・指導を実施します。

○ 痴呆性高齢者家族介護教室

在宅で痴呆性高齢者を介護する家族介護者に対し、痴呆性高齢者への介護不安の払拭と在宅生活を助長できるよう、介護教室を開催します。

○ 徘徊高齢者家族支援サービス

痴呆などによる徘徊により、行方がわからなくなった高齢者の位置情報を提供でき、迅速に保護できる徘徊高齢者家族支援サービスを実施します。

(5) 介護者への支援

○ 介護家族の健康教室と健康相談

家族介護者に対して、身体的・精神的な負担軽減を図るため、介護方法や介護予防、健康づくり等についての知識・技術を教示する家族介護者健康教室と家族介護者健康相談を実施します。

○ 家族介護者交流

要介護者等を自宅で介護している人を支援するため、介護者が集い、気軽に意見交換できる交流会を開催したり、在宅介護支援センターを活用した介護者のための介護教室等を実施します。

○ 家族介護者リフレッシュ事業

家族介護者の介護に伴う負担を軽減し、心身の疲労の回復を図るため、介護保険給付とは別にショートステイ事業を実施するとともに、要介護者等を介護する人に対してリフレッシュ手当を支給します。

また、要介護者でありながら介護サービスを利用しなかった一定要件を満たす家族介護者に家族介護者慰労金を支給します。

○ ハートフルケアセミナーの開催

家庭における介護の知識と技術を習得するため、公民館等においてハートフルケアセミナーを開催します。

(6) 苦情処理と権利擁護の推進

○ 介護相談の充実

随時の相談窓口はもとより、第三者の立場に立った介護相談員による介護相談派遣事業を拡充し、介護サービスに関する苦情を未然に防ぎ、サービスの質の向上を図ります。

○ 介護相談委員会

学識経験者などにより構成される介護相談委員会は、介護保険に関して、市民サイドに立った第三者的な相談や調査を行います。

○ 処遇困難高齢者への支援

高齢者が家族等から虐待などを受けていたり、痴呆等により意思能力が乏しく代理する家族等がないなど、居宅における介護サービスの利用が著しく困難な場合は、措置によりサービスを提供します。

○ 権利擁護体制の整備

痴呆性高齢者など自己決定能力の低下した人の各種サービスを受ける権利を守り、適切なサービス利用ができるよう成年後見制度^{※1}と地域福祉権利擁護事業^{※2}の利用を支援します。

※1 成年後見制度 ……自己決定権の尊重という考え方を基に、痴呆性高齢者など判断能力が不十分な方が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度で、法定後見制度、任意後見制度、成年後見登記制度がある。

※2 地域福祉権利擁護事業 ……地域の社会福祉協議会が窓口となって、痴呆性高齢者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その方の権利を擁護する。